

## 入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する委託契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 業務の内容

- (1) 業務名 道路情報提供装置点検業務
- (2) 仕様書等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 一般国道106号ほか 岩手県内全域

### 2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- (2) 入札日現在で、岩手県の令和2年度・3年度年度庁舎等管理業務の委託契約に係る競争入札参加資格者名簿のうち設備の保守管理（電気・通信設備）において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係に有している者でないこと。
- (5) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号。以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。  
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (7) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注する道路情報提供装置の保守点検業務又は設備工事の実績を有すること。

### 3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、競争参加資格を証明する書類(注)を、令和2年3月6日(月)午前9時から令和2年3月19日(木)午後5時までの間に、8(2)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(注) 条件付一般競争入札参加申請書(別紙「様式第3号」)に、国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注する道路情報提供装置の保守点検業務又は設備工事の実績を証明するものとして、各機関と交わした契約書の写しを提出すること。

- (2) 岩手県知事は、入札参加者が提出した書類の確認を行い、その結果を、令和2年3月23日(月)までに通知するものとする。

### 4 入札及び開札の日時及び場所等

令和2年3月25日(水)午前10時00分(岩手県庁舎5階8-L会議室)

- (1) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) その他詳細は、条件付一般競争入札心得によること。

### 5 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除とする。

### 6 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。  
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約を締結したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約の条項は、別添契約書案のとおりとする。

### 7 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和2年3月6日(金)午前9時から令和2年3月19日(木)午後5時までの間に、書面(様式任意。FAXによる提出可)により岩手県県土整備部道路環境課総括課長あて申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加資格者に対し令和2年3月23日(月)までにFAXにより送信する。

8 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号  
岩手県県土整備部道路環境課 電話番号 019-629-5879 FAX 019-629-9124